# - 自賠責保険の取扱いに係る特別措置のご案内 -

国土交通省より自動車検査証の有効期間が伸長される旨の発表がありました。 これに伴う自賠責保険の特別措置の内容は以下のとおりです。

## 1. 特別措置の適用

碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、みよし市、豊田市、岡崎市、額田郡

## 2. 特別措置の具体的な内容

#### (1) 継続契約の締結手続の猶予

## [検査対象車]

自動車検査証記載の有効期間の満了日が2023年6月2日から2023年6月4日までの自動車に付保された保険契約であり、2023年6月2日から2023年6月5日までに保険期間の終期が到来する保険契約については、同一車両に係る継続契約の締結手続を、2023年6月5日を限度として猶予します。

### 「検査対象外車〕

2023年6月2日から2023年6月5日までに保険期間の終期が到来する保険契約については、同一車両に係る継続契約の締結手続を、2023年6月5日を限度として猶予します。

#### (2) 継続契約の保険料払込みの猶予

2023 年 6 月 2 日から 2 ヵ月後の末日 (2023 年 8 月 31 日) までにご契約者が払込むべき継続契約 の保険料の払込みについては、2 ヵ月後の末日 (2023 年 8 月 31 日) を限度として猶予します。

対象		使用の 本拠	車検期間 の伸長	契約手続猶予	保険料払 込猶予
車 対 車	・災害救助法適用地域内に居住するご契約者 ・今回の災害等で被災されたご契約者 ・今回の災害等で被災した保険会社、ご契約者 ・今回の災害等で被災した保険会社、ご契約者 ・今回の災害等の復旧に派遣されたご契約のの災害等の復いで終済。 ・今回の災害等の復いであるが、電力会社である方 ・その他弊社が適用妥当と判断する方 上記以外	車検伸長 対象地域 内	有	O 2023年6月5日ま で	O 2023 年 8 月 31 日 まで
		車検伸長 対象地域 外	無	×	
		車検伸長 対象地域 内	有	O 2023年6月5日ま で	

		車検伸長 対象地域 外	無	×	×
車対外車	<ul> <li>・災害救助法適用地域内に居住するご契約者</li> <li>・今回の災害等で被災されたご契約者</li> <li>・今回の災害等で被災した保険会社、代理店・扱者の取扱うご契約者</li> <li>・今回の災害等の復旧に派遣された警察、自衛隊、電力会社等の職員</li> <li>・その他弊社が適用妥当と判断する方</li> </ul>	_	I	O 2023年6月5日ま で	O 2023 年 8 月 31 日 まで
	上記以外	_	_	×	×